

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

宮崎厚生年金 事案 544 (事案 145 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 60 年 1 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を 61 年 1 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 13 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間において B 市に所在する A 社に正社員として勤務していた。申立期間当時の同僚の氏名を記憶しており、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たに申立事業所に同時期に勤務していた同僚と連絡が取れ、申立期間当時の勤務実態等について供述してくれると思うので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、元事業主の供述等から判断すると、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、i) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無いこと、ii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いこと、iii) 申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げた 4 人の同僚のうち 3 人については申立期間

において厚生年金保険の被保険者記録が無いことから判断すると、申立事業所では従業員の全てを必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえること等の理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人が同時期に入社したとして新たに氏名を挙げた同僚（C氏）は、雇用保険の被保険者記録から、申立事業所において昭和 59 年 9 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、60 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、前回の申立てにおいて供述を得られなかった当時の経理担当者は、「従業員は、試用期間後に正社員となり、正社員は、全員厚生年金保険に加入していた。月末日が給与計算の締め切り日で、厚生年金保険料は当月分の給与から控除していた。」、「C氏と申立人は、売り上げが良かったので、約 3 か月間の試用期間後に正社員となり、申立人については、退職までの約 1 年間に於いて厚生年金保険に加入し、保険料を給与から控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 60 年 1 月 1 日から 61 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚の A 社に係る昭和 60 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 1 月 1 日までの期間については、前述の被保険者原票において、同時期に申立事業所に入社したとして新たに氏名を挙げた前述の同僚についても厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、前述の経理担当者が、「申立人は約3か月間の試用期間経過後に正社員になった際、厚生年金保険に加入させた。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では従業員について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、その主張する標準賞与額（24万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準賞与額に係る記録を24万6,000円に訂正することが必要である。

また、オンライン記録において申立人の申立期間②における標準賞与額の記録は、25万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額（25万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成17年12月29日

両申立期間において、A社により支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、申立期間①の標準賞与額に係る記録が無いので、標準賞与額に係る記録を認めてほしい。

また、申立期間②について、標準賞与額の記録が年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、年金額の計算の基礎となる記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与支給明細書及びA社が保有している平成15年所得税源泉徴収簿の記録から、申立人は、申立期間①において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（24万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立期間②における標準賞与額は、当該期間の保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成20年2月25日に25万5,000円と記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の基礎とならない記録となっている。

しかしながら、申立人が保管している給与支給明細書及びA社が保有している平成17年所得税源泉徴収簿の記録から、申立人は、申立期間②において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（25万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①について、「賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していない。」とし、申立期間②について、「申立期間②に係る賞与支払届の提出を失念しており、平成20年2月22日に社会保険事務所に提出したが、既に時効が成立しており保険料を納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する両申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年2月まで

私が、A事業所に管理職として勤務していた期間について、給与額は固定給で変動は無かったと記憶しているにもかかわらず、昭和62年10月に、同年9月までの期間に係る標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されていることに納得がいかない。

申立期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」により、申立期間について、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に、届け出ていることが確認できる。

また、同事業所が提出した「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主が、申立人の資格喪失時（昭和63年3月31日）の標準報酬月額を26万円として届け出ていることが確認できる。

さらに、前述のいずれの通知書にも社会保険事務所の確認印があることが認められることなどから判断すると、事業主が申立てどおりの報酬月額の届出を行っていたことが確認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人に係る昭和62年10月の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

私のA社における平成19年12月の標準賞与額は2,000円と記録されているが、実際に支払われた賞与額は25万2,900円である。賞与明細書を会社が保存しており、実際に支払われた賞与額に見合う保険料が控除されていたことは明らかなので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「2007年下期賞与明細書」、「平成19年賃金台帳一覧」及び「平成19年分給与所得の源泉徴収票」から判断すると、申立人は、申立期間において、25万2,900円の賞与を支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額（25万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、磁気媒体届書による健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に記録された申立人の申立期間に係る賞与支給額に見合う標準賞与額は、オンライン記録上の標準賞与額と一致していることが確認できるところ、事業主は、「誤った賞与支給額を記載した賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していたため、実

際に支払った賞与額に見合う保険料を納付していない。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和24年6月1日から27年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を24年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年6月から同年8月までを2,500円、同年9月から25年1月までを5,000円、25年2月から同年4月までを3,500円、同年5月を5,000円、同年6月から27年2月までを8,000円、27年3月から同年7月までを1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から27年8月1日まで

私は、昭和24年5月に、A社C事業所に入社した。

申立期間当時は、同社C事業所D部に所属し、約5人で現場に向かい、作業に従事したことを鮮明に記憶している。

しかしながら、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和27年8月1日とされていることが分かった。申立期間に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の職務内容等を詳細かつ具体的に記憶している上、当時、申立人と同じA社C事業所D部に所属したとして氏名を挙げた複数の同僚、及び申立人を含む当該D部の同僚と一緒に業務に従事したとして氏名を挙げたE社の複数の者の供述から判断すると、申立人が申立期間についてA社C

事業所で勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿において、申立期間当時、A社C事業所は、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に同社C事業所で勤務していたとして氏名を挙げた同僚の全員について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立期間当時、事業主は、同社C事業所の従業員について、同社B支店において厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、前述の同僚のうち一人は、「申立人は、他の同僚二人とほぼ同じ時期である昭和24年春頃に入社した。当時は、戦後の復興のために業務が多く、人材不足の時期であったため、採用された人はすぐに正社員待遇とされていたと思う。」と供述しているところ、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に入社したとされる当該同僚二人は、いずれも昭和24年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、「多いときで約5人の班で作業を行っていた。」としているところ、前述の被保険者名簿において、申立人が同じ班で勤務していたとして氏名を挙げた同僚4人の全てに厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

一方、A社は、「申立人とほぼ同時期に入社したとされる同僚のうち一人については人事記録を保管しており、採用日は、昭和24年1月18日と記載されている。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和24年6月1日と記載されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和24年6月1日から27年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社し、申立人と同一の職務に従事し、かつ申立人の生年月日に最も近い同僚のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和24年6月、同年9月、25年2月、同年5月、同年6月及び27年3月の記録から、24年6月から同年8月までの期間を2,500円、同年9月から25年1月までの期間を5,000円、25年2月から同年4月までの期間を3,500円、同年5月を5,000円、同年6月から27年2月までの期間を8,000円、27年3月から同年7月までの期間を1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社及び同社B支店は、保険料を納付したか否かについては不明としており、この

ほかにもこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 24 年 5 月については、前述のとおり、A社が保管する人事記録及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から判断すると、申立事業所では申立期間当時、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえるところ、当該被保険者名簿において、申立人と同時期に入社したとされる同僚二人の厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも同年 6 月 1 日であることが確認でき、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、年金事務所の記録上の標準報酬月額と実際に支給されていた給与月額とに大きな差がある。

また、申立期間直後に勤務したB社において、勤務し始めた昭和 40 年 4 月頃の給与支給額は 2 万 1,300 円であったと記憶しており、A社を退職する直前の給与支給額に近い額であったと記憶している。

申立期間について、実際に支給された給与月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立期間のうち、被保険者資格を取得した昭和 37 年 4 月の標準報酬月額は 9,000 円、被保険者資格を喪失する月の前月の 40 年 3 月の標準報酬月額は 1 万 6,000 円として記載されていることが確認できる。当該標準報酬月額はA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚が、「当時支給されていた給与は 1 万円代であり、低かったことを覚えている。」と供述しているところ、同僚の一人が提出した「給与辞令」から推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、前述の被保険者名簿

及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬月額の変遷を比較検証したところ、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるという事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「A社での給与支給額は、申立期間直後に勤務したB社で勤務し始めた頃の給与支給額2万1,300円に近い額であった。」と主張するが、当該B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる資格取得時の標準報酬月額（1万4,000円）は、申立事業所において被保険者資格を喪失する月の前月の標準報酬月額（1万6,000円）に近い額であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除額等が確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年9月から35年4月1日まで
② 昭和38年10月22日から42年3月1日まで
③ 昭和42年11月16日から43年1月1日まで
④ 昭和51年8月9日から53年1月1日まで

私は、申立期間①、②及び③について、昭和33年9月にA社に入社してから同社を退職する42年12月末までの期間において、同社各支店間の異動はあったが、途中で退職することなく継続して同社の契約係として勤務していた。A社に入社する時に、厚生年金保険に加入できると聞いて入社したことを覚えているので、全ての申立期間を含め、申立事業所に勤務していた期間は全て厚生年金保険に加入していたと思う。しかし、年金事務所の記録では、35年4月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、38年10月22日に被保険者資格を喪失した後、42年3月1日に被保険者資格を再度取得し、同年11月16日に被保険者資格を喪失したとされている。

また、申立期間④については、A社に昭和51年8月に再度就職したが、年金事務所の記録では、この時も入社から数か月を経過した53年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したとされている。提出している53年1月15日付けの「**6か月連続達成」の賞状と61年12月15日付けの「10年永年勤続表彰状」から、当該期間において勤務していたことが確認できるはずである。

全ての申立期間において、給与から厚生年金保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「採用される際、A社の支店長から厚生年金保険の加入が条件である旨説明を受けた。」と主張しているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該支店長の厚生年金保険被保険者資格の取得日が、申立人が勤務し始めた時期としている昭和33年9月より後である同年11月1日であることが確認できる。

また、現在の申立事業所の事務担当者は、「申立期間①当時は、試用期間を設けており、従業員の厚生年金保険への加入時期は入社後数か月から1年を経過した後であった。中には退職までの期間において加入しない者もいたようである。」と供述していることから判断すると、申立事業所では従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、「昭和33年9月に入社してから退職する42年12月末までの期間において、A社各支店間の異動はあったが継続して勤務していた。」と主張しているが、同僚に照会しても、当該期間に申立人が申立事業所に勤務していたことを裏付ける供述が得られず、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことを推認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた複数の同僚は、「申立事業所では、厚生年金保険の加入について、試用期間があった。**係など歩合制の営業職等の者は、**を数本取って初めて厚生年金保険に加入できるなどの取扱いもあった。たとえ同社内であっても、勤務する支店が変更された場合には改めて試用期間が設けられていたことを記憶している。」と供述していることから判断すると、申立事業所では従業員について、必ずしも勤務していた全ての期間について厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立事業所の健康保険組合であるB健康保険組合の記録では、申立人は昭和42年3月1日に被保険者資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失していることが確認でき、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

- 3 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録及び申立人の所持する昭和61年12月15日付けの「10年永年勤続表彰状」から判断すると、申立人は申立期間④のうち51年11月16日から53年1月1日までの期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の事務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立期間④当時においても、申立事業所において、厚生年金保険の加入に当たっては試用期間があったことが推認でき、従業員について、必ずしも入社と同時

に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間④において、申立人におけるB健康保険組合の記録は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

さらに、特殊台帳の記録から、申立人は申立期間④を含む昭和48年4月から52年12月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 全ての申立期間において、申立事業所における厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

また、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書及び源泉徴収票等はない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月頃から 46 年 9 月頃まで
私は、昭和 45 年 9 月頃から、約 1 年間、A 社で従事していた。

しかし、年金事務所の記録では、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

当時、私の子はまだ小さく、健康保険被保険者証を持って病院に行ったことを覚えていることから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び申立人の申立期間当時の具体的記憶から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は同僚等の氏名を記憶していない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に照会しても申立人を記憶している者はいないことから、申立人の申立期間における申立事業所での勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、前述の同僚等の供述から判断すると、A社においては、当時、約 100 人の従業員が勤務していたものと推認されることから、前述の被保険者名簿から確認できる被保険者は約 25 人であることから判断すると、当時、事業主は必ずしも従業員の全員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社は既に廃業し、当時の資料は廃棄されており、清算人に照会しても申立内容を確認できる具体的な供述は得られないことから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人及び同僚等の供述から判断すると、A社の派遣先の事業所であったと推認されるB社及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 19 日から 35 年 5 月 1 日まで

両申立期間において、私はA市に所在したB社C支店に勤務した。就職してからしばらくの間については、D市に居住していた私の姉の家から通勤し、その後、A市内に所在する会社の寮に転居した。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録によると、B社C支店での資格取得日が昭和 32 年 4 月 1 日、資格喪失日が 33 年 4 月 19 日と記録され、被保険者期間が 12 か月とされている。3年間は同社C支店に勤務していたと記憶しているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社C支店が保管する申立人に係る従業員カードの採用年月日の記載から、申立人は、申立期間①のうち昭和 32 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間においてB社C支店に勤務していたことが推認できる。

一方、同従業員カードから、申立人が、昭和 32 年 1 月及び同年 2 月において、申立事業所とは別の事業所に勤務していたことが確認できることなどから判断すると、申立期間①のうち同年 2 月 28 日までの期間において、申立人が申立事業所で勤務していたことを推認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「当時は約 1 か月から 2 か月間の試用期間があり、厚生年金保険に加入するのは試用期間を終えた後であった。」と供述しているところ、B社C支店に係る厚生年金保険被保険者名

簿において、当該同僚を含む複数の者について、従業員カードに記載された採用日から約1か月を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立事業所では、従業員について申立期間①当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

- 2 申立期間②については、前述の従業員カードによると、申立人は、申立事業所を昭和33年4月19日に依願退職したことが確認できる上、申立人に係る戸籍の附票によると、同年5月13日からE市に居住している旨記載されていることが確認できることから判断すると、申立期間②について、申立人がA市に所在するB社C支店に勤務していたことを推認することができない。

また、B社健康保険組合では、「申立人に係る組合員記録は既に廃棄しており確認できない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚に調査を行っても、申立人が退職した時期を記憶している者は皆無であり、申立人が申立期間②について申立事業所に勤務していたことが確認できない。

- 3 両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。